

協会員に対する処分及び勧告について

平成 29 年 11 月 15 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ ヤマゲン証券株式会社

- ・ 実勢を反映しない作為的相場が形成されることになることを知りながら有価証券の売買取引の受託等をする行為及び同売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

1. 事実関係

- (1) 実勢を反映しない作為的相場が形成されることになることを知りながら有価証券の売買取引の受託等をする行為

当社の歩合外務員 A は、平成 27 年 1 月 15 日から同月 29 日にかけて、その業務に関し、特定の上場銘柄の株式について、複数の顧客がグループを構成し、買い上がり買付けや終値関与によって、当該銘柄の株価を引き上げることを意図していることを知りながら、当該一連の買付注文を受託・執行した。

- (2) 作為的相場形成となる有価証券の売買取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況

作為的相場形成となる有価証券の売買取引の受託等を防止する上では、関連が疑われる複数の顧客の売買については一体で売買審査を行う必要があるところ、当社は、こうした売買審査について具体的な取扱方法を定めておらず、関連が疑われる複数の顧客を一体として捉えた売買審査を実施していない。

また、自ら抽出した売買審査を行うべき取引について、売買審査が未実施となっている事例が認められたほか、売買審査の結果に応じた適切な措置を講じていない事例が複数認められた。

2. 法令等適用

上記 1. (1) の行為は、金融商品取引法第 38 条第 8 号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 20 号に該当するものと認められる。

また、上記 1. (2) については、金融商品取引法第 40 条第 2 号の規定に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 12 号に該当するものと認められる。

3. 処分及び勧告の内容

以上のことから、ヤマゲン証券株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

(1) 定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 2,000 万円

(2) 定款第 29 条の規定に基づく勧告

以下の事項について、書面で報告すること。

- ① 法令等遵守に取り組むよう経営姿勢を刷新し、役職員に対する定期的な研修等を通じて全社的な法令等遵守意識及び健全な企業文化を醸成するよう努め、経営管理態勢・内部管理態勢・内部監査態勢の充実及び強化を図ること
- ② 取引の公正を確保するために必要な人員配置、売買審査結果に基づく措置の実施に関する適用基準の明確化等を含む売買管理態勢の抜本的な見直しを図るなどの再発防止策を講じること
- ③ 上記①、②に取り組むに当たっては、内部管理統括責任者が適切に関与する態勢を構築すること

4. その他

当社は、本件について、平成 29 年 8 月 10 日、業務停止命令（平成 29 年 8 月 29 日から同年 8 月 31 日までの間（3 営業日）、本店営業部の株式売買受託業務の停止（当局が個別に認めたものを除く。））及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-3667-8475）

別 紙

協 会 員 の 概 要

(平 29. 11. 15)

○ ヤマゲン証券株式会社

- ① 所 在 地 東京都中央区日本橋茅場町一丁目 9 番 2 号 稲村ビル 6 階
- ② 代 表 者 名 代表取締役社長 安永 博幸
- ③ 資 本 金 21 億 5,900 万円
- ④ 店 舗 数 1 店舗
- ⑤ 役 職 員 数 36 名

(注) 資本金、店舗数及び役職員数は、平成 29 年 3 月末現在。

定 款（昭 48. 6. 7） — 抜 粋 —

（会員の処分等）

第 28 条 本協会は、会員が次の各号の一に該当すると認めるときは、理事会の決議により、当該会員に対し、処分を行うことができる。

1 } (省 略)
2 }

3 法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則、総会若しくは理事会の決議若しくはこれらに基づく処分に違反したとき。

4 } (省 略)
12 }

2 本協会は、前項に規定する処分を行おうとするときは、弁明の手続を行うものとする。

3 第 1 項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員権の停止若しくは制限又は除名とする。

4 前項に規定する過怠金の額は、5 億円を上限とする。ただし、第 1 項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。

5 第 3 項に規定する会員権の停止又は制限をする期間は、6 か月以内とする。

6 第 1 項に規定する処分を行うに当たり、会員権の停止又は制限の処分を行うことが相当と認められる場合で、当該処分を行おうとする日の 5 年前の応答日以降に行われた会員権の停止又は制限の期間と通算した期間が 1 年を超えることとなるときは、除名を行うことができる。

7 第 4 項ただし書の適用がある場合における 5 億円超の過怠金の賦課による処分及び会員権の停止若しくは制限又は除名の処分は、出席した理事会又は自主規制会議の構成員の議決権の 3 分の 2 以上の多数決により行う。

8 第 1 項の規定による処分において、過怠金の賦課及び会員権の停止又は制限は併科することができる。

9 会員は、第 1 項の規定により会員権の停止又は制限の処分を受けた場合、その期間中、当該会員の会員権は停止又は制限される。当該会員は、その場合においても、会員としての義務はすべてこれを履行しなければならない。

10 会員は、第 1 項の処分の通知が到達した日から 10 日以内に、第 76 条の 3 に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。

11 第 1 項、第 2 項及び前項の手続に関し必要な事項は、「協会員に対する処分等に係る手続に関する規則」をもって定める。

（会員に対する勧告）

第 29 条 本協会は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則若しくは取引の信義則の遵守の状況又は当該会員の営業若しくは財産の状況が本協会の目的にかんがみて適当でないと認めるときは、当該会員に対し事由を示して勧告を行うことができる。

協会員に対する処分等に係る手続に関する規則（平 22.6.28）－抜 粋－

（処分の公表）

第 15 条 本協会は、定款第 28 条第 1 項の規定により処分を行ったときは、その旨を各協会員に通知する。

2 本協会は、前項の通知を行ったときは、これを公表する。

3 前項の規定に基づき公表を行う期間は、当該公表を行った日から 5 年間とする。